

広島市植物公園 実習等実施要領

1 目的

この要領は、広島市植物公園における資料収集や整理・イベント対応・栽培管理実習等（以下「実習」という）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実習の受け入れ範囲

実習は、次の各項に該当する者について実施することとする。

- (1) 当園と類似の内容の研究又は教育を目的とする機関又は学校等から、その職員又は学生の実習を依頼された場合。
- (2) その実習の目的が明確で、当園の事業目的に適合するものであり、かつ当園で実習を行うことが適当と認められる場合。

3 実習受け入れの条件

- (1) 実習者が実習に耐えられ、かつ確実な身元保証人があること。
- (2) 実習期間中は、当園の指示に従うこと。
- (3) 実習期間中に、負傷・疾病などの事故が生じても、当園側に保障責任は一切生じないことを、あらかじめ実習者及び保証人が確認すること。
- (4) 実習期間中、実習者の過失によって当園に損害を与えた場合、当園と協議の上、実習者又は保証人の責任において適正な処置を講じること。
- (5) 実習期間は原則として1週を1単位として、1単位以上とする。

4 実習の申請

実習を希望する者は、次の書類を添えて、植物公園長あてに提出しなければならない。

- (1) 実習等申請書 (様式第3号)
- (2) 誓約書 (身元保証人連署) (様式第4号)
- (3) 実習者が所属する機関又は学校等の所属長の依頼書
- (4) 履歴書 (身上書) (市販用紙等に写真貼付け)

5 実習受け入れの許可

実習の受け入れの許可は植物公園長が行う。

6 実習の指導体制

- (1) 栽培実習指導責任者は栽培・展示課長があたり、実習指導には各担当者があたる。
- (2) 展示企画、資料の収集・整理、イベント対応等に関する実習指導責任者は管理課長があたり、実習指導には各担当者があたる。

7 実習の中止

次の各項に該当する場合は実習を中止することがある。

- (1) 実習期間の中途において、実習に耐えられないことが判明した場合。
- (2) 実習態度が不良の場合。
- (3) その他、当園の秩序を乱す等の行為があった場合。

8 個人情報の保護

実習を希望する者及び実習生が当園に提出した書類に記載された個人情報は、博物館実習以外の目的に使用しない。「公益財団法人広島市みどり生きもの協会個人情報保護規程」（平成16年4月1日施行）に基づき、適正に取り扱い、保護に努める。

附 則

この要領は、昭和59年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月30日から施行する。